

	委員名	章	意見要約	対応
1	伊東委員	序章	計画策定の背景として、「熊本城の復旧とあわせ、将来に亘って城下町としての町並みが維持継承されていくために」とあるが、必ずしも城下町に限った話ではないのではないか。	本文・序章の文言を修正。
2	鄭委員 上村委員	第1章	住民参加のツールとしてワークショップを行うとあるが、内容はこういったものを想定しているのか。また開催時期の予定は。	重点区域に設定予定の地区において、その地区の活動などを維持・向上させていくために求められる手法（事業）などの提案をいただきたい。開催時期は重点区域案について協議会で協議を行ったあと、12月から1月に掛けて行っていきたい。
3	吉村委員	第1章	ワークショップには協議会委員の参加を想定しているのか。	委員全員の参加は想定していない。
4	上村委員	第2章	古町地区には、白梅天満宮のお祭りや、北岡神社では祇園祭などの活動が残っているが、歴史的風致の要素にプラスできないか。	「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」として第2章に追加。
5	吉村委員	第2章	出水神社や藤崎八幡宮などでは今でも能楽が続いているので、計画に反映させてもらえればと思う。	熊本の能楽として、まとめてコラム（第2章）として掲載予定。
6	鄭委員	第2章	古町の銀行の通りなど建造物は残っているが、関連する活動がないところはどうしても拾えないのか。また50年経っていない建造物や活動についても情報だけでも掲載できればと思う。	第2章で取り上げることは出来ないが、歴史的風致内において直接活動と関連していない建造物についても、第1章に出来る限り取り上げる予定。
7	伊東委員	第2章	城下町の歴史的風致の範囲について、城下町全域が入っているわけでもなく、範囲の設定の仕方が分からない。	歴史的風致の定義に基づき範囲を設定すると、活動がない場所は風致の範囲から外さないといけないため、城下町の区域とは相違が出てくる。あくまで今の風致の範囲は例大祭などの外に見える活動の範囲を元に設定している。
8	宮本委員	第2章	現在挙げている歴史的風致以外に風致がないのは確実なのか。把握していないのであれば、今後拾っていくシステムも必要になるのではないか。	現在の歴史的風致は文化振興課での協議及び庁内の各区役所等への照会に基づき作成しており、代表的な歴史的風致としては現在の案のとおりと考えている。素案作成後は、パブリックコメントを実施し、市民意見等を募集する。
9	伊東委員	第4章	提示された歴史的風致の中で、実際に重点区域になりうるものは限られるのか。重点区域になりえない地域についても市独自で守っていくような仕組みなどがあれば素晴らしいと思う。	重点区域の設定要件があるため、全ての風致を重点区域とすることはできない。重点区域以外の地域への仕組みづくりは今後の検討課題である。
10	宮本委員	全般	例えば中心市街地活性化基本計画など、その他の法律や整備計画が重なっている地域においては、どちらを優先させていくのか。	どちらが優先というのではない。 第3章、第4章において、既存の計画との整合を図っていく。
11	宮本委員	全般	この計画策定の動きがきっかけとなり、熊本市の歴史的な背景をもっと自慢できるようになってほしい。	認定後も継続してPRや活動支援のための事業を展開していきたい。事業として掲載できるかは今後検討を行っていく。
12	猪飼会長	全般	建造物も活動も共に50年以上の歴史をもっているのが前提となっているが、平成28年熊本地震からの復興というテーマとの整合性はどうか。今後具体的なテーマが出てきてそれについてどうするか考えなければならない。	歴史的建造物の被災に関しては第3章の課題及び方針で取り上げる。被災した建造物等に対して、どのような形で具体的な支援措置（事業）を掲載できるか検討を行っていく。
13	猪飼会長	全般	歴史まちづくり法においては、例大祭や小さな神社の祭礼などに対する支援というのは法的にクリアしているのか。	歴史まちづくり法の目的として「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」を価値あるものとし、その維持向上を図ることとしているため、宗教的意義を持った支援ではないとの判断を国からは伺っている。